

No	分類 (事務局にて選択)		意見内容(*誤字脱字等については事務局にて修正)	本市の考え	計画に 盛込済	計画に 反映	今後の 運用で 参考に する	その他
	12件	38件			50件	20件		
1	本文修正 意見	本文修正 意見	・p1 文中で「静岡市」以下、本市」といいます。))としているが、文中に「本市」と「市」の2つの記述がある。意図的に使い分けているのでしょうか。例えば、市・事業者・市民の立場での記載は「市」で、市の施設や施策を示す場合は「本市」ということでしょうか。	主語として使用する場合は「本市」、名詞として使用する場合は「市」としております。				○
2	ごみ屋敷	本文修正 意見、ご みの排出 方法に対 する意見	静岡市の人口は、平成24年:72万人、令和3年:69万人(実績)令和8年:66万人、令和12年:65万人(予測)とされています。本計画(案)では示されていませんが、世代ごとの人口ピラミッドは、今後ますます少子高齢化へと進んでいくと思われます。少子高齢化については、ごみのみならず、社会的な課題として認識されており、本計画(案)においても、現状を記述した方がよいのではないのでしょうか。ごみの分野で課題としては、顕在化していないものの潜在化しているものもあると思われるため、本計画(案)に課題として記述した方がよいのではないのでしょうか	一般廃棄物処理基本計画への人口ピラミッドの掲載については今後の検討とさせていただきます。なお、当計画案において、今後の少子高齢社会の進展などに対応したごみ処理事業を検討する必要がある旨、掲載しております。	○		○	
3	本文修正 意見	本文修正 意見	・p11 4)①文中「令和2～3年度は、家庭ごみ、事業系ごみともに減少していますが、」との記述があるが、令和2年度の家庭ごみは減少していないのではないのでしょうか。	ご指摘のとおり、令和2年度は前年比で家庭ごみは微増しております。本文を修正いたしました。		○		
4	本文修正 意見	家庭ごみ 全体に対 する意 見、本文 修正意見	11ページの(4)について、①ごみ総排出量に可燃不燃の推移も述べられていますが、重要な内容と思いますので、わけてはどうでしょうか	頂いたご意見を参考に、可燃ごみと不燃・粗大ごみについて、「②可燃ごみと不燃・粗大ごみの推移」として、分けて掲載いたしました。		○		
5	本文修正 意見	本文修正 意見	16頁の図3-12中の単位の表記が間違っていますので訂正願います(g/日人→t/年、g⇒t)	頂いたご意見を参考に、図3-12について修正いたしました。		○		

No	分類 (事務局にて選択)	意見内容(*誤字脱字等については事務局にて修正)	本市の考え	計画に 盛込済	計画に 反映	今後の 運用で 参考に する	その他
6	4R、ごみ 排出方法、災害 廃棄物 個別のご みに対する 意見、 事業ごみ に対する 意見、ご みの排出 方法に対 する意見、 廃棄物 処理体制 に対する 意見	<p>・家庭可燃ごみの組成の内、合わせて約87%にもなる「生ごみ」「紙類」「プラスチック類」の削減に重点を置いた書き方は理にかなったことと思います。ただ、ごみの考え方からすると、出たものをいくら分別回収し、リサイクルに回してもごみ量は削減されませんので、いかに発生させないかという上流部分が大事になってきます。経済活動との兼ね合いになりますが、上手に経済部局と連携して施策を実施していただきたいと思います。</p> <p>・事業系ごみに14%近くもプラスチック類が含まれている原因を把握して対応するべきだと思います。旧静岡市の地域では市指定事業用ごみ袋で家庭用ごみ集積所に排出できますが、このことが家庭ごみと同様の分別で排出して良いと判断する一因になっていないでしょうか。</p> <p>・旧静岡市と旧清水市が合併してから20年になりますが、資源ごみの回収方法などが異なっており、市民の負担に差があります。ごみの排出ルールの一統は、検討ではなく是非実現してもらいたい。</p> <p>・収集運搬業務の委託化が進んでいますが、古い資料で横浜市などが災害対応のため民間から直営に戻したという記事を見ました。今年9月の台風15号で発生した災害ごみの収集運搬に横浜市や川崎市から収集車が来ていましたが、静岡市も直営収集を一定規模で残し、現場の状況の把握能力や収集のノウハウの維持を図るべきではないでしょうか。</p>	<p>・本市では4Rのうち、すぐにごみになる物はもらわない・断る、作らないという「発生抑制(リフューズ)」を1つ目のRに設定し、最も重要な取組として位置づけております。ご指摘のとおり、経済活動との兼ね合いが重要となりますので、関係部局間で連携し、取組を進めてまいります。</p> <p>・事業系一般廃棄物については、収集運搬許可業者や排出事業者自らが清掃工場へ搬入する際に実施する搬入調査や、一般廃棄物多量排出事業者への指導などを通じて、適切な排出方法について広く周知するなど、不適正排出を減らす取組を実施しております。頂いたご意見を参考に、より効果的な施策を検討してまいります。</p> <p>・旧静岡市と旧清水市のごみ排出ルールの一統については、各地区にお住いの市民の皆さまのご意見も踏まえながら、検討してまいります。</p> <p>・収集運搬体制については、静岡市職員適正配置計画のもと、減少していく職員数の状況に応じた委託化を図ることとしておりますが、災害等の緊急時のリスク管理の重要性も含めて、今後の市全体の収集運搬業務のあり方を検討してまいります。</p>		○	○	
7	本文修正 意見	本文修正 意見	16ページについて、該当する文書と図表が別ページにあり、読みにくい点がありましたので、修正いたしました。図表についても、頂いたご意見を参考に、情報を取捨選択しました。		○		
8	本文修正 意見	本文修正 意見	レジ袋削減に向けた取組に関する協定について、情報を更新いたしました。		○		

No	分類 (事務局にて選択)		意見内容(*誤字脱字等については事務局にて修正)	本市の考え	計画に 盛込済	計画に 反映	今後の 運用で 参考に する	その他
9	本文修正 意見	本文修正 意見	プラスチックごみ削減協力店についても入れてはどうか	プラスチックごみ削減協力店について19ページ(8)に追記いたしました。これにあわせ、(8)レジ袋削減に向けた取組に関する協定 について(8)プラスチックごみ削減に向けた取組 と修正しました。		○		
10	本文修正 意見	本文修正 意見	シズオカたばきり協力店についても入れてはどうか	シズオカたばきり協力店について19ページ(9)に追記いたしました。これにあわせ、(9)食品ロス削減に向けた取組に関する協定 について(9)食品ロス削減に向けた取組 と修正しました。		○		
11	生ごみ、 プラごみ	個別のご みに対す る意見	・フードロス削減とプラスチックゴミ削減は、重要だが実際に減らしていくことが難しい部分だと思います。特に、静岡市はゴミの分別をする必要がなく、ゴミの処分も無料なので、個々の家庭で自分たちが排出しているゴミの量を把握する機会もないと実際に生活する中で感じています。ゴミを焼却する過程で分別の必要は無いとしても、ゴミ減量についての個人の意識を向上させる為に敢えて分別を求めるのもいいのではないのでしょうか。また、食品を初めとする生ゴミ、プラスチックゴミ、紙ゴミなど、減量が課題となっている項目については一定量を超えて排出する場合は有料にするなど、意識だけではなく制度として分かり易い変化があれば、市民が自然とゴミ減量に取り組むきっかけになると思います。	・ご意見のとおり、本市では、生ごみ(フードロス)及びプラスチックごみについては、どちらも現在、可燃ごみに分類しております。これについて、今回の計画案では、家庭から排出されるプラスチックごみについて、分別収集の実施を前提とした検討を開始し、令和7年度までに具体的な方針を示すとしております。 ・ご意見のとおり、家庭ごみの有料化にはごみの減量化、分別意識の向上などの効果が期待できるとされております。これについて、今回の計画案では、引き続きその必要性を検討することとしております。 ・引き続き、家庭ごみの減量化に資する施策を検討し、取り組んでまいります。	○		○	
12	生ごみ	個別のご みに対す る意見	自宅で小さくても自家栽培を始めることで、生ごみコンポストでゴミを減らすことができます。 また、自家栽培することで買い物に行く回数が減り、ロスの低減につながると思います。	家庭可燃ごみの約4割を占める生ごみの削減については、基本施策1「静岡版「もったいない運動」の推進」において「施策1 食品ロス、生ごみの削減」として位置付けています。頂いたご意見も参考に、生ごみ・食品ロスの削減に資する施策を検討してまいります。			○	
13	生ごみ	個別のご みに対す る意見	静岡市内で竹林整備をしています。竹を活用できれば竹林整備も進んでいくと思って竹の活用方法を考えています。家庭可燃ごみの40%が生ごみだと知りました。生ごみを堆肥化させ、資源として循環させたい。 私達を作る竹チップを活用してください。 まずは、給食残菜の堆肥化に竹チップを活用してほしいです。	・家庭可燃ごみの約4割を占める生ごみの削減については、基本施策1「静岡版「もったいない運動」の推進」において「施策1 食品ロス、生ごみの削減」として位置付けています。 ・竹こなを活用した生ごみの堆肥化については、本市の「静岡市沼上資源循環学習プラザ」にて講座を実施するなど、ごみ削減の一つの方法として紹介しております。 ・給食残渣の活用については、関係部局間で情報共有を図りながら検討してまいります。 ・引き続き、家庭ごみの減量化に資する施策を検討し、取り組んでまいります。			○	

No	分類 (事務局にて選択)		意見内容(*誤字脱字等については事務局にて修正)	本市の考え	計画に 盛込済	計画に 反映	今後の 運用で 参考に する	その他
14	生ごみ	個別のごみに対する意見	生ゴミについては、多角的な視野で問題解決の糸口になるものがあると思われるため、他の分野との連携が重要になると感じました。	生ごみの減量化・資源化について、他部局や民間事業者とも連携し、頂いたご意見を参考に検討を進めてまいります。			○	
15	生ごみ、 プラごみ、 紙ごみ、 広報	個別のごみに対する意見、 啓発に関する意見	<p>意見と提案です</p> <p>◎生ごみの削減方法 市が紹介している竹チップコンポストの家庭または地区への設置と、家庭で肥料として使い切れない部分の回収から必要とする農家等への配布という循環のしくみ作り。素人の作る堆肥では…となれば専門業者へ委託して完熟堆肥化。こども食堂で使う野菜栽培にこの堆肥を使いこども食堂で出る生ごみを堆肥作りにすればこれも循環となる。</p> <p>◎プラスチックごみの分別収集 既に実施している市もあるので早急に進めて頂きたい。例えば事前にプラスチックリサイクル工場を見学することで分別収集の必要性や動機付けに繋がるのでは？</p> <p>◎紙ごみの軽量化 昨年未まで富士コアレックス信栄(株)で使用済みテトラパック(牛乳パックなどの裏がアルミ素材)を個人で郵送してリサイクルしてもらうサービスがあったが廃止になり、スーパー等の回収場所が欲しい。しずてつストアさんに提案したが現状は無理な感触。</p> <p>◎イベントの提案 『ごみ削減イベント(マルシェ)』の開催 例えば、 ・竹チップコンポストの設置と会場に出た生ごみを投入する ・飲食にプラスチックではない紙などの容器を使用 ・食品ロス削減を考えて… 量り売りの店舗の出店 フードドライブコーナー設置 ・ごみ減量やリサイクルに繋がるサービス、商品を紹介する事業者ブースの設置 など。循環型都市しずおか、SDGs未来都市静岡に向かっていきますようお願いしております</p>	<p>・家庭可燃ごみの約4割を占める生ごみの削減については、基本施策1「静岡板「もったいない運動」の推進」において「施策1 食品ロス、生ごみの削減」として位置付けています。竹こなを利用した堆肥化や肥料とした後の活用方法など、頂いたご意見を参考に検討させていただきます。</p> <p>・プラスチックリサイクルについては、先行自治体を参考としながら、検討を進めてまいります。実施する場合、分別収集の動機付けをどのようにするかも課題と認識しております。頂いたご意見も参考とさせていただきます。</p> <p>・テトラパックなど、現状分別収集されていない廃棄物について、全てを分別収集することは困難であるため、効率性や社会情勢等を鑑みて、独自回収を行うスーパー等の事業者とも連携し、今後検討を進めてまいります。</p> <p>・ごみ削減に係るイベントとしては、集客が大きく見込めるイベントでの専用ブースの出展や、事業者と連携したフードドライブキャンペーンなど、1年を通して幅広く実施しております。頂いたご意見を参考に、今後も市民の皆さまへの効果的に周知が図れるイベントを検討し実施してまいります。</p>			○	

No	分類 (事務局にて選択)		意見内容(*誤字脱字等については事務局にて修正)	本市の考え	計画に 盛込済	計画に 反映	今後の 運用で 参考に する	その他
16	生ごみ、 再資源化	個別のご みに対す る意見	食品ロスをできるだけ抑える仕組みを作らない限り、生ごみの減量化が進んでいかないと考えます。厳しいかもしれませんが小売り業者、飲食店などの食品が出てくる元の部分への減量化推進できる仕組みを作ればよいと思います。またどうしても排出される再利用できる廃棄物は官民共同での再資源化の仕組みを作ることにより、減量推進可能と思いません。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者独自のごみ減量やリサイクルに資する取組については、拡大生産者責任の観点から重要であると考えており、当計画案においても、事業系ごみの減量化の推進として重要な施策に位置付けております。事業者と密に連携し、必要な支援を行いながら、こういった取組の促進に努めてまいります。 ・ご意見にあります官民共同での再資源化の仕組み作りなど、再資源化に繋がる仕組みについて検討し、実施してまいります。 			○	
17	4R、プラ ごみ	家庭ごみ 全体に対 する意見、家庭 ごみ全体 に対する 意見	「積極的」にチェックしましたが、まだまだできることはあると知りました。プラスチックは安いですが、処理費用をプラスしていけば使い捨てをやめる人が増えると思います。フードマイレージも同じく。わざわざ海外から入れなくてもよいものを分かるようにしたらいいと思います。市や県が出す(学校等に配布する)パンフ・チラシがほとんどごみになっている。その分も教育の現場で必要なものの予算に当ててほしい。	頂いたご意見を参考に、教育機関を始めとした市の機関とも情報を共有し、ごみの削減や市予算のより効果的な執行について、検討してまいります。			○	

No	分類 (事務局にて選択)		意見内容(*誤字脱字等については事務局にて修正)	本市の考え	計画に 盛込済	計画に 反映	今後の 運用で 参考に する	その他
18	生ごみ、 生活排水 処理計 画、清掃 費、有料 化	個別のご みに対す る意見、 生活排水 処理計画 につい て、ごみ の排出方 法につい て	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量には不燃・粗大ゴミも減量する必要があることに今まで気づかなかつたので、良い取り組みだと思ふ。 ・食品ロス問題について、計画に表現はないが消費者庁等での「まだ食べられる食品」は感覚的なものにとらえやすいので、十分な注意が必要だと思ふ。消費期限は表示がない限り、一般の人には分からないので何らかの工夫が必要だと思ふ。 ・生活排水処理について、私は公共下水道の区域に住んでおり浄化槽設置区域のものではありませんが、浄化槽を設置しても点検や清掃を行っていない方が多くいるとの話を聞いたことがあります。ぜひ市が指導を行って点検・清掃を行うようにさせていただきたいと思ふ。 ・P28のごみ処理原価で収集運搬原価が14年間ほぼ変わっていないのはなぜですか。雨の日も風の日もごみを収集してくれる清掃員の方々の給料が上がっていないように感じます。市としては安く済む方がよいのですが、そのために給料が抑えられているとしたらとても悲しいことです。 ・P31の家庭ごみの有料化導入はぜひ行って欲しいです。有料化しないと、ごみを減量している人も分別もしないで大量に出す人も無料で処理できるのはおかしいと思ふからです。ただ、低所得者等への配慮はお願いしたいと思ふ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不燃・粗大ごみの減量化、食品ロスの削減など、頂いたご意見を参考に市民の皆さまにとって分かりやすく、取り組みやすいものとなるような施策を検討してまいります ・浄化槽の適正管理については、当計画案においても、法定点検受検率の向上や浄化槽設置者に対する適正管理の啓発を行う旨を記述しており、適正管理を推進してまいります。 ・収集運搬原価がほぼ変化がない点については、ごみの減量化が進んだこと、収集運搬ルートの見直しや業務の委託化等により、収集効率の向上に努めていることなどが要因と考えられます。 ・家庭ごみの有料化については、頂いたご意見も参考に、今後も引き続きその必要性について、検討を進めてまいります。 			○	
19	その他	その他	特になし。ゴミ処理場も稼働時間が長くて助かります。	引き続き、適切な廃棄物処理に取り組んでまいります。			○	
20	清掃費、 プラ分別	廃棄物処 理体制に 対する意 見、ごみ の排出方 法に対す る意見	ごみ処理の施設がきちんと稼働できるよう、必要な投資はしてほしいと思ふ。プラスチックの分別が増えるのは時代の流れで仕方ないと思ふますが、ごみ出しがしやすい方法にさせていただきたいです。	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も適正なごみ処理が継続できるよう、清掃工場の維持管理などを適切に実施してまいります。 ・プラスチックの分別収集については、頂いたご意見も参考に検討してまいります。 			○	
21	清掃費	ごみの排 出方法に 対する意 見	静岡市はごみの処理に年間約115億円をかけていると聞いた。最近、清掃工場の燃料費の高騰が著しく、清掃工場の老朽化による改修、プラスチックごみの分別施設の建設など、物価高により今後さらにごみ処理に係る費用が膨らむことが考えられる。将来的には、ごみ処理施設は市民生活に欠かせないものであるため、人やお金を適切に確保できるよう進めていただきたい。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の清掃費当初予算額が約115億円であり、ご意見にありますとおり、燃料費の高騰や清掃施設の維持修繕に多額の費用がかかっています。 ・廃棄物の適正処理が今後も継続できるよう、効率的な行政運営に努めてまいります。 			○	

No	分類 (事務局にて選択)		意見内容(*誤字脱字等については事務局にて修正)	本市の考え	計画に 盛込済	計画に 反映	今後の 運用で 参考に する	その他
22	プラごみ	家庭ごみ 全体対 する意見	コンビニのペットボトル回収のように、リサイクルなどがポイントを集めながら楽しくできる仕組みがあると良いと思います。	市民の皆さまが、よりリサイクルへ取り組んでいただけるような施策について、頂いたご意見を参考に検討してまいります。	○		○	
23	生ごみ、 脱炭素	家庭ごみ 全体対 する意見、その他	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみが7割を占めるとのことですので、家庭ごみの削減がどのようにすれば進むか検討し、市だけでなく事業者とも連携して削減に向けた取り組みを重点的に進めてほしいと思います。他地域、他国などで先進好事例があれば積極的に取り入れていくのもよいと思いました。 ・また脱炭素先行地域として温暖化対策と絡めた取り組みも重点的に進めていけるとよいのではないかと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭可燃ごみの約4割を占める生ごみの削減については、基本施策1「静岡板「もったいない運動」の推進」において「施策1 食品ロス、生ごみの削減」として位置付けています。頂いたご意見や、他市等の先進事例も参考に、生ごみ・食品ロスの削減に資する施策を検討してまいります。 ・脱炭素先行地域として温暖化対策と絡めた取組については、本市が策定している「地球温高対策実行計画」と整合を図りつつ、プラスチックごみを始めとしたごみの削減を推進してまいります。 			○	
24	その他	その他	静岡市内に職場があるものです。 ゴミの削減は日々意識しています。	ごみの減量化にご協力いただきありがとうございます。頂いたご意見を参考に、引き続き、家庭ごみの減量化に資する施策を検討し、取り組んでまいります。			○	
25	本文修正 意見	本文修正 意見、家 庭ごみ全 体対する 意見	<ul style="list-style-type: none"> ・p29 16)①イ文中「不燃・粗大ごみ減量への取組も必要」とあるが、「取り組み」ではないでしょうか。また、具体的にはどのような取り組みを行うのでしょうか。p46以降の3. 4基本施策と各施策において、施策として頭出しはないものの、同頁の「物は大切に長く使うようにする、物は壊れても直して使うようにする、なるべく長く使えそうなものを選ぶ」が取り組みということでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の公文書における取扱い上、「取組」に統一しております。 ・不燃粗大ごみ減量については、まずはご意見にもあります「物は大切に長く使うようにする、物は壊れても直して使うようにする、なるべく長く使えそうなものを選ぶ」といったことを、市民の皆さまが意識していただくことが重要と考えます。具体的な内容について今後検討してまいります。連携協定の枠組みを利用した、民間リユース市場の活用などが考えられます。 				○
26	事業ごみ	事業ごみ に対する 意見、ご みの排出 方法対 する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・p30 エ)文中「排出量が少ない等の理由から単独での許可業者への委託が困難な場合が多い」とありますが、既に一部の許可業者が組合や会社独自の袋制度を導入し、店頭まで回収するサービスを行っていることから、どのような点を困難と判断しているのでしょうか。「単独での」と記述がありますが、小規模事業所に重点を置いた施策」とは、複数の事業者による委託等を想定した施策又はその他の施策を想定しているのでしょうか。 ・p52以降の 2)基本施策2では、指導や分別の指導、再資源化手法への誘導、搬入調査、不適正排出の指導の記述はあるが、小規模事業者の許可業者への委託に関する施策の記述がないのは何故でしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見にありました「既に一部の許可業者が組合や会社独自の袋制度を導入し、店頭まで回収するサービス」や葵、駿河区にて市が実施している「事業所用ごみ袋制度」などが、「小規模事業所に重点を置いた施策」の一環です。頂いたご意見を参考に、今後も、適切な施策を検討してまいります。 ・施策1 施策1 事業系ごみの減量化・再資源化の推進【強化】 ③ 事業系ごみの適正排出・分別の徹底にて、従業員数30人未満の中小規模の事業所に対する取組について、掲載しております。 			○	

No	分類 (事務局にて選択)		意見内容(*誤字脱字等については事務局にて修正)	本市の考え	計画に 盛込済	計画に 反映	今後の 運用で 参考に する	その他
27	本文修正 意見	本文修正 意見	30頁の資源化の課題に、びん、缶、ペットボトルについても追加するべき	頂いたご意見を参考に、30ページに(ア)資源化の推進を追加し、びん・缶・ペットボトルの分別収集及び再資源化について追記いたしました。		○		
28	本文修正 意見	本文修正 意見	・p31 ③ア)文中「可燃ごみの収集運搬業務の委託化を推進し」とあるが、令和3年度に可燃ごみは完全委託化が終了しているのではないのでしょうか。「可燃ごみ」は、「家庭系可燃ごみ」とした方が、分かりやすいのではないのでしょうか。	ご意見のとおり、令和3年度に可燃ごみの完全委託化は完了しておりますので、文書を修正いたしました。なお、事業所用ごみ袋の収集運搬もありますので、「可燃ごみ」のままとさせていただきます。		○		
29	ごみ屋敷	ごみの排 出方法に 対する意 見	<p>p6 第2章 地域の特性 2.1人口の推移において、平成24年：72万人→令和3年69万人とされています。</p> <p>p29 第3章 ごみ処理基本計画 3.1ごみ処理の現状と課題 16)ごみ処理事業に係る課題において、少子高齢社会に向けた現状、課題の記載がなく、ごみ屋敷対策についての記載もありません。</p> <p>p34 3.2 人口及びごみ総排出量の将来予測 1)人口の将来予測 令和3年：69万人 令和8年：66.4万人 令和12年：64.6万人とされています。</p> <p>p62 5)廃棄物適正処理の徹底 以上をはじめとした社会、地域コミュニティの変容を背景に、 ・静岡市は、令和4年11月議会において、静岡市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例」を制定し、今後、いわゆるごみ屋敷への対応を進めていくことと思われます。上記条例の制定に係る新聞報道によると、市内のごみ屋敷は10数件あるとされていましたが、ごみ屋敷問題の本質は、そこに暮らす人の行動によるものであり、ごみ屋敷問題を解決するためには、そこに暮らす人にどのようにアプローチしていくかが大切であると考えます。 一方、周辺環境に直接影響を及ぼしているものの筆頭は、やはり「ごみ」です。対処的手段として、ごみの撤去は必ず求められるものであり、本計画(案)においても現状の課題として整理しておいた方がよいのではないのでしょうか。また、基本施策5 廃棄物適正処理の徹底に施策としてごみ屋敷対策を記述しておく方がよいのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見のとおり、本市でも少子高齢化が今後進んでいくと推定されております。これに伴い地域コミュニティが変容し、ごみ屋敷などの社会問題が更に深刻となっていくおそれがあります。ご意見を参考としまして、(16)ごみ処理事業に係る課題 ③収集運搬の課題 イ)ごみ収集方法等のあり方の検討に、ごみの適正な排出が困難な方に対する支援の必要性について追記いたしました。</p>		○		

No	分類 (事務局にて選択)		意見内容(*誤字脱字等については事務局にて修正)	本市の考え	計画に 盛込済	計画に 反映	今後の 運用で 参考に する	その他
30	本文修正 意見	本文修正 意見、廃 棄物処理 体制に対 する意見	・水処理施設について、改修を検討するだけでよいのか	頂いたご意見を参考に、「改修など適切な維持管理が必要です。」と改めました。		○		
31	本文修正 意見	本文修正 意見、家 庭ごみ全 体に対す る意見	地域との連携も必要では	頂いたご意見を参考に、ア)国・県・関連部署との連携体制の強化 に地域を追加いたしました。		○		
32	災害	個別のご みに対す る意見	最近の災害を見ると規模が大きく大量のごみが発生しています。今後も災害は益々大きくなっていくように思われますので使用できなくなった家具など再資源化する道を作っておくことが必要かと思えます。	頂いたご意見を参考に、災害廃棄物の適切かつ迅速な処理及び、家具など、不燃・粗大ごみ減量への取組を進めてまいります。			○	
33	4R	家庭ごみ 全体に対 する意見	ゴミの分別も大切ですが、不用品の処理がゴミを減らすカギだと思います。市で引き取って直して売る譲るなどしたら、新品の購入も減りゴミは大分減ると思います。自分には不要な物も他の人には欲しかった物であることも多く、安く手に入ればラッキー。だからメルカリなどが流行ってます。しかしフリマアプリは面倒なので時間がある人が使うものだと思います。また売りたい譲りたいという人でも面倒だから捨ててる人も多数います。どこかの小学校では不要な文具などを集めて必要な人へ譲ってるそうです。また学校のバザーは今や不用品ではなく新品を出すよう強要されていて意図が変わっています。それを安く売るくらいなら新品の購入金額を寄付金として出す方が役に立つのにとおもいます。学校の取組から変えたら子供の認識も変わります。ごみの話からそれますが子供のお金の勉強としてお屋さんごっこをしてもいいかもしれません。	当計画案では、「すべての人で取り組む4R」として、再使用(リユース)への取組も推進していく旨、掲載しております。頂いたご意見を参考に、効果的な施策を検討し実施してまいります。	○		○	

No	分類 (事務局にて選択)		意見内容(*誤字脱字等については事務局にて修正)	本市の考え	計画に 盛込済	計画に 反映	今後の 運用で 参考に する	その他
34	4R	家庭ごみ 全体に対 する意見	<p>分別も大切ですが、ゴミを出さない仕組みが最も大切だと思います。</p> <p>・官民両面で、チラシ等の紙削減(デジタルサイネージを活用するなど、地域全体で紙のチラシを出さないようにする)</p> <p>・企業を跨いだリサイクル容器の導入(スーパーなどで惣菜や弁当などを購入する際、静岡市規格の容器を作成し、様々な店舗で利用できるようにし、エコポイントを付与。容器の統一により風袋の重量が固定されるので、量り売りなどでも共用しやすい)</p> <p>また、小学生の時に使う『お道具箱』など、一定期間しか使用しないものについて、市が中心となって(民間委託でも可)不要となった人から必要な人に受け渡す仕組みがあるといいなと思います。これは、貧困への対応にもなると思います。『買えないから中古』ではなく、『環境のためにUsedを使うのがカッコいい!』という風土が子どものころから身につけば素敵だなと思います。</p>	<p>・ご意見のとおり、紙ごみやプラスチックごみの削減について、公民が連携して取組を進めることが重要であると考えます。頂いたご意見を参考に検討を進めてまいります。</p> <p>・本市ではごみに係る出前授業を実施し、小学校から高校までの児童、生徒に対する環境教育を積極的に展開しております。また、当計画案では、「すべての人で取り組む4R」として、再利用(リユース)への取組も推進していく旨、掲載しております。ごみの減量やリサイクルへ、前向きに取り組む風土が広がるよう、今後も取組を進めてまいります。</p>			○	
35	本文修正 意見	本文修正 意見	・p38 破線囲み文中「事業者の役割」の文末に句点がないのではないのでしょうか。	指摘部分について、内容が変更となりました。				○
36	本文修正 意見	本文修正 意見、家 庭ごみ全 体に対す る意見	市民の役割・事業者の役割・市の役割について、具体的な行動を示していただいたほうが、取り組みやすいのではないかと	頂いたご意見を参考に、市民の役割・事業者の役割・市の役割について、掲載内容を改め、具体的な行動例を例示させていただきました。		○		
37	本文修正 意見	本文修正 意見	・p41 削減量の目安を「生卵」としたのは何故でしょうか。「卵」ではいけなかったのでしょうか。	いずれでも問題ないため、原案のままとさせていただきます。				○
38	本文修正 意見	本文修正 意見	41頁について、表を読めばわかることをわざわざ書く必要はあるのか。ページをすっきりとさせてほしい。	頂いたご意見を参考に、表へ掲載する情報について再考し、修正いたしました。		○		

No	分類 (事務局にて選択)	意見内容(*誤字脱字等については事務局にて修正)	本市の考え	計画に 盛込済	計画に 反映	今後の 運用で 参考に する	その他
39	生ごみ、 脱炭素 ごみの排 出方法に 対する意 見、個別 のごみに 対する意 見、廃棄 物処理体 制に対す る意見	<p>・重要な施策②「食品ロス、生ごみの削減」に関して意見致します。</p> <p>・静岡市の人口は今後、減少が避け得ず、現在の廃棄物処理をそのまま継続しては、処理効率の低下とコストの増大、ひいては市民負担の増加は明らかと考えます。については、計画案にもある通り、家庭ごみ有料化導入等、受益者が応分にコストを負担する仕組みに賛同致します。</p> <p>・一方で、静岡市の現在の廃棄物処理プロセスには尚改善の余地があると思料します。特に、含水率の高い食品系廃棄物を可燃ごみとして焼却している為、ごみ発電の効率低下の観点からも無駄があると思料しますので、ここの部分の改善を計画に盛り込まれては如何でしょうか。</p> <p>・具体的には、可燃ごみのうち、食品残渣の分別収集と、収集した食品残渣によるバイオマス発電等のエネルギー化の検討が行い得ると考えます。</p> <p>・食品残渣のエネルギー化は、田辺市長が行われたゼロカーボンシティ宣言、及び静岡市が採択された脱炭素先行地域の考え方と整合的ですし、近隣市町を見渡しても、藤枝市など、すでに導入事例があると聞いています。</p> <p>・実施にあたっては、全て市の直営とすると、初期費用の措置や市職員の皆さんの労務負担が大きいと思料しますので、公設民営方式等、技術を有する民間企業の活力を借りることも、ご検討頂く余地があるのではと思料します。</p>	<p>・家庭ごみの有料化については、ご意見にもありますように、新たな廃棄物施策のための経費、費用負担の公平性の確保などの観点からも、引き続き検討していく必要があると考えており、当計画案にもこの旨、示しております。</p> <p>・本市は令和2年12月に2050年温室効果ガス排出実質ゼロを宣言するなど、廃棄物分野としてもカーボンニュートラルへの取組が必要となっております。</p> <p>・ご意見にありました、含水率の高い食品系廃棄物などについては、3切り(食材の使い切り、食品の食べ切り、生ごみの水切り)の取組について、出前講座、イベント、分別ガイドブックへの掲載等あらゆる機会を活用した啓発を実施いたします。また、食品系廃棄物など、その処理後の生成物が有効利用(活用)されることが確実であると本市が認める場合は、必要に応じて、一般廃棄物中間処分業や施設の新たな許可を行う旨、当計画案に掲載しており、市内での有効利用を実現できるよう検討してまいります。</p> <p>・頂いたご意見を参考に、家庭ごみ有料化の在り方や、市内での廃棄物の有効利用、適切な廃棄物施設の運営方法など、検討を進めてまいります。</p>			○	
40	本文修正 意見 啓発に対 する意 見、本文 修正意見	<p>・公表し意識啓発を図ることが目的ではないのか</p> <p>・啓発イベントはどこに含まれるのか</p> <p>・シズオカ食べきり協力店について、「たべきり」では、募集を実施するだけでなく、行動につなげることが目的では</p>	<p>頂いたご意見を参考に、目的について明確となるよう修正いたしました。</p>		○		
41	本文修正 意見 個別のご みに対す る意見	<p>静岡市では竹こなを使った生ごみの堆肥化について、啓発していると思うが、生ごみの堆肥化についても触れてはどうか。</p>	<p>頂いたご意見を参考に、生ごみの堆肥化についても追記いたしました。</p>		○		

No	分類 (事務局にて選択)		意見内容(*誤字脱字等については事務局にて修正)	本市の考え	計画に 盛込済	計画に 反映	今後の 運用で 参考に する	その他
42	脱炭素	ごみの排出方法に対する意見	焼却処理を中心とした考えからリサイクルを中心とした考え方にすべきだと思う。 ゴミは集めてから仕分けをするより、出す前に分けた方がコストがかからない。 行政だけで考えるのでは無く民間企業を巻き込んで施策を進めるべきだと思います。	本市は令和2年12月に2050年温室効果ガス排出実質ゼロを宣言するなど、廃棄物分野としてもカーボンニュートラルへの取組が必要となっております。このように新たな視点に基づき、本市における廃棄物処理の今後のあり方について、頂いたご意見も参考としつつ、検討を進めてまいります。			○	
43	プラごみ	個別のごみに対する意見、ごみの排出方法に対する意見	通常の可燃ごみの収集とは別にプラスチックごみを分別収集する場合に、次の点が気になりました。 ・人件費等のコスト増加。 ・プラスチックごみを分別するのも手間が増えるため、市民が分別に協力的ではない。 ・プラスチックごみ専用のごみ袋やごみ箱なども必要になり、ごみの量が増加。 このような分別収集をすることにより生じる問題やコストと環境への費用対効果は、ある程度見込めるのでしょうか？また、分別収集を導入する際には、市民に対しても少ない負担になるよう検討をしていただけたらありがたいです。	プラスチックの分別収集実施に際しては、コストの増加や市民の皆さまの手間が増加するなど、ご指摘のような課題がございます。プラスチック分別収集については、利点と欠点の両面から検討を重ねてまいります。			○	
44	本文修正意見	本文修正意見	吹きだしについて、3切りを説明しているが、前文で説明していることを繰り返しているだけなので、ほかの具体的な行動を説明したほうがいいのではないのでしょうか	頂いたご意見を参考に、3切り以外の具体的な行動例を例示させていただきました。		○		
45	本文修正意見	本文修正意見	現在の書き方では集団資源回収の目的がわからない	頂いたご意見を参考に、目的について明確となるよう修正いたしました。		○		
46	本文修正意見	本文修正意見	②の小型型電リサイクルの実施について、主語が市→市民→市と変わっているので、市→市民という順番にするべき	頂いたご意見を参考に修正いたしました。		○		

No	分類 (事務局にて選択)		意見内容(*誤字脱字等については事務局にて修正)	本市の考え	計画に 盛込済	計画に 反映	今後の 運用で 参考に する	その他
47	事業ごみ、紙ごみ	事業ごみに対する意見、個別のごみに対する意見、	製造者に回収する義務を課すことは、ハードルが高そうですが、自主回収からはじまり社会の機運を高めていきたいところですね。家庭ごみについては、雑紙を分別しており、結構減量に寄与している実感がございます。	・自主回収や製品設計段階での環境配慮など、事業者独自のごみ減量やリサイクルに資する取組については、拡大生産者責任の観点から重要であると考えており、当計画案においても、事業系ごみの減量化の推進として重要な施策に位置付けております。事業者と密に連携し、必要な支援を行いながら、こういった取組の促進に努めてまいります。 ・雑紙の分別など、資源分別については今後も推進してまいります。			○	
48	本文修正意見	本文修正意見	・p49 施策4③文中「公民」は、「市民、事業者、市」の方がよいのではないのでしょうか。 ・施策5②文中「付属機関」は「附属機関」ではないのでしょうか。	修正いたしました。		○		
49	事業ごみ	事業ごみ、家庭ごみ全体に対する意見	・p49 第3章 3.4 1)施策4 今回の計画案 第3章 3.4 2)施策2 自己処理責任の徹底 において 不適正排出に対する指導を徹底するため、収集運搬許可業者や排出事業者自らが、清掃工場へ搬入する際の搬入調査を実施します。」と記述がありますが、新規許可を認めるとした場合、同時に清掃工場への家庭系一般廃棄物の自己搬入に対するチェックについても、厳しく行っていく必要があるのではないのでしょうか。そのため、このことについても、1)基本施策1 静岡版もったいない運動」の推進 施策4 その他家庭ごみの削減・4Rの推進 に記述を行う必要があるのではないのでしょうか	新規許可とそれに伴い想定される不適正排出への対応については、頂いたご意見を参考に検討させていただきます。			○	
50	本文修正意見	本文修正意見	「市民／事業者意見の聴取」という項目があるが、どんな意見を聴取するのか？聴取して、どうするのか？	頂いたご意見を参考に、聴取の目的について明確となるよう修正いたしました。		○		
51	本文修正意見	本文修正意見、啓発に関する意見	アドプトプログラムは環境美化運動ではないのか？ 環境美化について、海洋プラスチック問題について繋がっていることを説明するのはどうか	頂いたご意見を参考に修正いたしました		○		

No	分類 (事務局にて選択)		意見内容(*誤字脱字等については事務局にて修正)	本市の考え	計画に 盛込済	計画に 反映	今後の 運用で 参考に する	その他
52	本文修正 意見	本文修正 意見、家 庭ごみ全 体に対す る意見	企業連携について「ごみ減量に取り組む企業と連携し」とあるが、ごみ減量に取り組んでいないところとは連携しない、という意味なのか？また、3者の連携とは何に対する連携なのかかわからない	「ごみ減量に取り組む企業と連携し」という表現について、頂いたご意見を参考に「企業と連携し」と修正いたしました。連携の目的についても、明確となるよう修正いたしました。		○		
53	プラごみ、 広報	個別のご みに対す る意見、 啓発に関 する意見	可燃ごみとして排出されるものについて、他地域では当たり前になっているようにプラスチック類を分けるなど分別収集の強化を図り、再資源化に力を入れてはいかがでしょうか。分類して収集することにより、プラスチック類を減らす効果はあると考えます。 基本計画概要版には啓発用チラシを発行するとありますが、何割が再資源化されるでしょうか？小学校などにおいて、ごみ問題の教育等に力を入れた方が良いのではないのでしょうか？	・プラスチックの分別収集については、先行自治体や頂いたご意見を参考に検討してまいります。 ・啓発チラシによる資源化の効果ですが、正確に把握することは困難です。市民の皆さまに、ごみの減量化や分別について意識していただけるよう、適切かつ効果的な啓発を検討し実施してまいります。また、本市ではごみに係る出前授業を実施し、小学校から大人までを対象に環境教育を積極的に展開しております。頂いたご意見を参考に、今後も取組を進めてまいります。			○	

No	分類 (事務局にて選択)	意見内容(*誤字脱字等については事務局にて修正)	本市の考え	計画に 盛込済	計画に 反映	今後の 運用で 参考に する	その他
54	広報、事業ごみ、有料化 啓発に関する意見、事業ごみに対する意見、ごみの排出方法に対する意見	<p>①市民に分別に関する教育をすべき ②リサイクル可能なゴミを具体的に示し、かつどのようにリサイクルされていくのか広報する ③一般廃棄物回収業者に事業系一般廃棄物以外の廃棄物を持ち込ませない ④頻繁に抜き打ち検査を行い厳しくするべきだ ⑤業者持ち込みの処理料金をもっと上げるべき ⑥他市の様に徹底分別に変える ⑦単純にゴミ袋料金をもっと上げる ⑧化石燃料使用を減らし民間にて製造された固形燃料(RPF)等を導入するとか ⑨法律の壁は置いといて意見交換会の場を設ける ⑩家族構成により、ひと世帯当たりのゴミ袋数を割り当て、一度に出せるゴミ袋の数を限定する上記の⑦に繋げる ⑪ゴミ袋に名前を記入させる</p> <p>色々と申し上げてすみません。とにかく静岡市民の方は、他市町村に比べると捨てるものに関心がなく手間とお金を掛けたがらないので、ある程度の強制力が必要だと思えます。</p> <p>以上</p>	<p>・ごみの分別に係る周知啓発については、ごみの出し方分別ガイドブック、静岡市ごみ分別アプリ「ごみナビ」、広報紙「静岡気分」、ホームページ及びSNSなどの市広報媒体を活用するほか、市政出前講座や出前授業などをおし、広く市民に周知しております。頂いたご意見を参考に、更に効果的な周知方法について検討し実施してまいります。</p> <p>・事業系一般廃棄物については、収集運搬許可業者や排出事業者自らが清掃工場へ搬入する際に実施する搬入調査や、一般廃棄物多量排出事業者への指導などを通じて、適正な排出方法等について広く周知するなど、不適正排出を減らす取組を実施しております。頂いたご意見を参考に、より効果的な施策を検討してまいります。</p> <p>・事業系一般廃棄物処理手数料については、社会情勢を勘案しつつ、ごみ処理原価に基づく一定ルールに則り、定期的に点検し見直しを図ることで、事業系ごみの処理に対する適正な料金設定を行うこととしています。</p> <p>・家庭ごみの有料化や、排出方法の変更など、家庭ごみ排出のあり方については、市民の皆さまからの意見を募りつつ、ごみの減量化や資源化に寄与する仕組みを、今後も検討してまいります。</p>			○	
55	広報、事業ごみ、再資源化 啓発に関する意見、事業ごみに対する意見	<p>市民の生活系一般廃棄物の中身を静岡市の焼却炉に対し、負担軽減は周知及び徹底が難しく市民個人が重要性を理解していただくよう各、自治会を通じて粘り強いアナウンスが必要と思われます。また、取り組んだ際の評価(分かり易い説明)を行うと良いと思えます。一方、事業系一般廃棄物は、市民個人よりルールを決めての周知及び徹底が容易であると考えたいです。確実に有機物である事業系一般廃棄物は食品リサイクルを導入し処理可能な範囲からスタートすることが大事と考えます。一度に180度の変更は難しく徐々に進めて行く必要があると思えます。一部分でも焼却処理から堆肥化等の環境にやさしい処分方法にシフト可能ならば今後の焼却炉の燃費及びCO2削減に繋がります。今後、一般廃棄物は脱プラで石油系廃棄物が減って焼却炉の燃費が悪化すると思われる。</p>	<p>・家庭ごみの減量化や分別については、市民の皆さまの協力が不可欠です。これについて、ご意見にありますとおり、粘り強い周知や啓発を続けてまいります。提案のありました「取組の見える化」など、効果的な周知方法について、今後も検討し実施してまいります。</p> <p>・事業系一般廃棄物についても、事業者の皆さまのご協力が必要であり、連携して実施していく必要があります。なお、当計画案では、食品リサイクルなどその処理後の生成物が有効利用(活用)されることが確実であると本市が認める場合は、必要に応じて、一般廃棄物中間処分業や施設の新たな許可を行う旨、当計画案に掲載しております。また、本市では、シズオカたばきり協力店制度など、事業者と連携した取組を実施しており、事業系一般廃棄物の更なる資源化と減量化に取り組んでまいります。</p> <p>・今後のごみ組成の変化と焼却炉への影響についても注視し、適切なごみ処理を継続してまいります。</p>			○	

No	分類 (事務局にて選択)		意見内容(*誤字脱字等については事務局にて修正)	本市の考え	計画に 盛込済	計画に 反映	今後の 運用で 参考に する	その他
56	広報、再 資源化	個別のご みに対する 意見、 啓発に関 する意見	<p>会社では一般廃棄物を発生させていませんが、古紙、段ボールの回収はかなり昔から実施しているので定着しています。身近な素材であるので、紙関係は市民に色々PRしていくのが良いと思います。</p> <p>個人の排出(家庭からの排出)に関しては、昔に比べて可燃ごみの中に含まれるプラ類(ペットボトルとかポリ袋)は減りつつあると思いますが、実際に焼却炉に入った際の熱源も減少するので燃料使用量の増加が懸念されます。簡単にできることとして、生ごみの水切り(もしくは軽い乾燥)は蒸発に消費される熱量を減らす効果があるので、もっと一般市民の皆さんにもPRしたら良いと思います。</p>	<p>・古紙の自治会による集団資源回収の活動や民間事業者による古紙回収の取組などについて、広く市民に周知するなど、支援を行ってまいります。</p> <p>・3切り(食材の使い切り、食品の食べ切り、生ごみの水切り)の取組について、出前講座、イベント、分別ガイドブックへの掲載等あらゆる機会を活用した啓発を実施いたします。</p>	○		○	
57	広報	啓発に関する意見	<p>ごみの減量が何故必要なのかを共有し、全市的な取り組みになると良いと思う。</p>	<p>今後、ごみ減量に関するセミナーの開催など、頂いたご意見を参考に、引き続き、家庭ごみの減量化に資する施策を検討し、取り組んでまいります。</p>			○	
58	広報	啓発に関する意見	<p>基本計画を策定するところがゴールではなくて、市民の意識がごみを減らすことに向くようになるといいなと思います。計画を作ることが目標でないのはあたりまえのことかもしれませんが、ごみ減量に限らず、役所が一生懸命考えてもそれが市民に伝わっていないことが結構あると思います。それが役所への不満として市民から声がかかることもあり、市民と役所で行き違いになっているケースがあると感じます。</p> <p>話がそれましたが、ごみ減量について知るきっかけをいっぱい作ってほしいと思います。ごみを減らしたい想いが市民にまっすぐ伝わってほしいです。</p> <p>情報発信は企業の方が長けている面もあると思うので参考にするとより多くの人に広がると思います。よろしくお願いします。</p>	<p>・情報発信については、ごみの出し方分別ガイドブック、静岡市ごみ分別アプリ「ごみナビ」、広報紙「静岡気分」、ホームページ及びSNSなどの市広報媒体を活用するほか、市政出前講座や出前授業などをおし、広く市民に周知し、市と市民の行き違いなどが無いよう努めてまいります。</p> <p>・企業の持つ情報発信力の活用など、頂いたご意見を参考に情報発信へ取り組んでまいります。</p>			○	
59	広報	家庭ごみ 全体に対 する意見	<p>個々が3Rや5Rを意識し、積極的に実践するのが何より重要といえます。</p> <p>身近で簡単にできることからスタートし、それぞれが日常に根付かせていけばゴミは減ると考えます。</p> <p>市民、事業所等にゴミを前年比何%減らすというような具体的な数字をあげ、それに向けて啓蒙活動(3R等ゴミを減らす対策についても)をしていくことが重要であると考えます。</p>	<p>市民・事業者の皆さまが、ごみの減量やリサイクルへ取り組んでいただけるような施策について、頂いたご意見を参考に検討してまいります。</p>			○	

No	分類 (事務局にて選択)		意見内容(*誤字脱字等については事務局にて修正)	本市の考え	計画に 盛込済	計画に 反映	今後の 運用で 参考に する	その他
60	本文修正 意見	本文修正 意見	⑤文中「公民」は、市民、事業者、市の方がよいのではないで しょうか。	・修正いたしました。		○		
61	本文修正 意見	本文修正 意見	施策6の名前など、そのほかにも該当することですが、「意識啓 発」して終わりという感じがする。行動につなげていくことを、 計画でも掲載するべきではないでしょうか	頂いたご意見を参考に修正いたしました。		○		
62	プラごみ	ごみの排 出方法に 対する意 見	ごみ収集方法は、現状のままで何の問題もないと思います。プ ラスチックゴミ分別して、どこでどのように処理するんですか？ 分別しても結局焼却したり、発展途上国に送りつけるなど、あま り意味がないことばかりだと思います。通勤族なのでさまざま な場所のごみ収集方法を経験していますが、分別が煩雑になる だけで何もいいことはありません。一時的なSDGsの流れで選 択して後で後悔することにならないことを願います。SDGsが どれだけ世界中で認知認識されているのかお調べになってくだ さい。こんな馬鹿げたことをやっているのは日本だけです。使い 捨てを減らしてリデュースしてもそのための洗浄水や洗剤の ことを考えたら使い捨ての方がエコだったりします。静岡市の良 いところはプラスチックゴミも焼却処分するところだったのに、 今後分別収集されるようになったら何もいいところありません 。こんなことをするくらいなら、焼却所を高性能なものに変え たほうが社会的な効果があると思います。行政が左翼系の人た ちの一時的で感情的な意見に振り回されないよう切に願いま す。	プラスチックごみなど分別収集の実施はその廃棄物処理にお ける経済合理性、環境負荷、市民負担等を総合的に勘案し、実 効性が認められる場合に実施するべきものと考えています。 また、実施の検討に当たっては、市民の皆さまからのご意見 も頂きながら進めてまいります。			○	
63	プラごみ	個別のご みに対す る意見、 啓発に関 する意見	プラごみ分別の重要性を広く認識してもらうことが必要と感じ ます。	プラスチックの分別収集の検討に当たっては、市民の皆さまの ご意見を広く集め、検討を重ねてまいります。			○	

No	分類 (事務局にて選択)		意見内容(*誤字脱字等については事務局にて修正)	本市の考え	計画に 盛込済	計画に 反映	今後の 運用で 参考に する	その他
64	ごみ屋敷	ごみの排出方法に対する意見	・静岡市は、令和4年11月議会において 静岡市生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例」を制定し、今後、ごみを所管する環境局と人を所管する市民局・保健福祉長寿局が連携してごみ屋敷に対応していくことと思われませんが、ごみ屋敷となる原因の一つに独居応身の増加や高齢化による身体の衰えが原因となったごみ出しの困難化があると思われま。そこで、福祉部署と清掃部署が連携した、安否確認を兼ねた独居老人宅や高齢者のみの世帯への可燃ごみを含めた個別回収の実施を施策として検討してはどうでしょうか。また、介護保険のサービスメニューにごみの回収を加えることはできないでしょうか。	・高齢化社会に対応したごみ出し支援としては、本市では、体が不自由な方、ご高齢の方を対象として、不燃粗大ごみを宅外まで搬出する「ふれあい収集」を実施しております。 ・安否確認を兼ねた独居老人宅や高齢者のみの世帯への可燃ごみを含めた個別回収の実施、介護保険のサービスメニューにごみの回収の追加につきましては、担当部局へ情報共有させていただきます。			○	
65	再資源化	個別のごみに対する意見	剪定された街路樹等が新聞や段ボール・合板などにリサイクルされれば、ごみを減らすことにつながると思います。	剪定された街路樹などは事業系一般廃棄物に分類されますが、当計画案では、事業系一般廃棄物のうち、その処理後の生成物が有効利用(活用)されることが確実であると本市が認める場合は、必要に応じて、一般廃棄物中間処分業や施設の新たな許可を行う旨、当計画案に掲載しております。			○	
66	再資源化	新規許可に対する意見	”循環型都市しずおか”を実現するため、再資源化の取組は極めて大事なことだと思います。剪定された街路樹、災害や海岸清掃などの環境整備等で発生した流木は清掃工場で焼却処分されています。海岸清掃等で集められた樹木は清掃工場の受け入れるサイズ(長さ)等の制限がある為、条件を満たさない樹木は処分出来ずに海岸に放置されています。木材はチップ化して再資源化が可能です。これまで許可が無く実施できなかった廃棄物の再資源化に対して新たなリサイクルルートをつくってほしいと思います。	再生利用が可能なものについては、資源循環の実現、SDGsの推進の観点からも、焼却以外の処分方法の検討が必要であるとの考えに基づき、一般廃棄物となる剪定された街路樹や海岸流木など、その処理後の生成物が有効利用(活用)されることが確実であると本市が認める場合は、必要に応じて、一般廃棄物中間処分業や施設の新たな許可を行う旨、当計画案に掲載しております。 ・なお、実際の許可については、本市の廃棄物の発生量も考慮しつつ、許可の基準を定める必要があると考えております。	○		○	
67	本文修正意見	本文修正意見	p53「排出事業者」と「事業者」が文章中に複数登場していますが、使い分けはどのようにしているのでしょうか。例えば、製造業者や加工業者を含む全ての事業者は、「事業者」とし、廃棄物を出す事業者を「排出事業者」としているのでしょうか。	ご意見のとおりです。				○

No	分類 (事務局にて選択)		意見内容(*誤字脱字等については事務局にて修正)	本市の考え	計画に 盛込済	計画に 反映	今後の 運用で 参考に する	その他
68	本文修正 意見	本文修正 意見	取り置きとはどういうことをいうのかわからない。	取り置きとは、不適正排出物について収集しないこと言いますが、頂いたご意見を参考に、「取り置き」という表現を使わぬよう、本文を修正いたしました。		○		
69	本文修正 意見	事業ご み、本文 修正意見	事業者責任なども、きちんと発信していくべき	頂いたご意見を参考に修正いたしました。		○		
70	許可	新規許可 に対する 意見	<p>一般家庭の引越し等で発生する大量ごみの収集運搬について、現在事業系一般廃棄物限定の収集運搬業者にも扱い許可を願います。</p> <p>理由</p> <p>① 問い合わせがあっても対応ができない。(問い合わせをしてくる方たちは、即時対応を望んでいるが、現許可業者に断られてしまった等の理由)</p> <p>市民サービスの向上をしなければならない。</p> <p>② 上記理由から依頼者(市民)は、片付け屋等に依頼せざるを得ない。(片付け屋の本人なりすまし清掃工場搬入が問題である)</p> <p>③ 現在事業系一般廃棄物限定の収集運搬業者は、法的知識等もしっかりとしている。</p>	<p>・一般家庭の引越し等で発生する大量ごみ、一時多量ごみに関わる収集運搬の許可については、これまでの計画では「一時多量ごみの発生量が現在の収集運搬許可業者の能力を上回る見込みはないことから、新たな許可は行わず、収集運搬許可業者ごとの許可車両の増車も行わない」としておりました。これについて、当計画案においては、「住民サービスの向上に資すると本市が認める場合は、必要に応じて許可することができるものとします。」と但し書きを追記いたしました。</p> <p>・しかし、基本的には新たな許可を出さない方針に変わりはないため、一時多量ごみの許可のあり方については、今後、頂いたご意見や、市民の皆さまからのニーズ、既存の収集運搬業者からのご意見などを参考に、慎重に検討してまいります。</p>	○		○	

No	分類 (事務局にて選択)		意見内容(*誤字脱字等については事務局にて修正)	本市の考え	計画に 盛込済	計画に 反映	今後の 運用で 参考に する	その他
71	ごみ排出 方法	家庭ごみ 全体に対 する意見	家庭ごみの減量化の推進における「少子高齢社会の進展などに対応したごみ処理事業」とは具体的にどのようなことを検討するのでしょうか。後述の基本施策と各施策において、記述がないのか何故でしょうか。	現状では「少子高齢社会に対応したごみ処理事業」に対する具体的な施策はございません。しかし、当計画案は令和12年度を最終目標年度としてるため、今後の少子高齢社会の進展によっては、ごみの排出方法の変更や新たなサービスが必要となることも想定されるため、このように掲載させていただきました。市民の皆さまからのご意見などを踏まえて、今後検討してまいります。			○	
72	本文修正 意見	本文修正 意見	p55 施策1①文中4段落目「ついて、」は、「ついては、」の方がよいのではないのでしょうか。	ご意見のとおり修正いたしました。		○		
73	許可	新規許可 に対する 意見	施策1①文中4段落目「ただし、……」との記述がありますが、具体的にはどのようなケースを想定しているのでしょうか。新規許可に関する基準はあるのでしょうか。(増車・増社、専用車両)	<ul style="list-style-type: none"> ・社会情勢の変化や新たな生活様式への移行などに伴い、従来の収集運搬体制では対応が難しい場合などを想定しております。例えば、車を持たない世帯の増加に伴い、一時多量ごみの民間事業者への依頼が急増し、従来の許可車両・許可業者では対応が難しくなった場合などが想定されます。 ・新規許可の基準等については、現在検討中です。 				○

No	分類 (事務局にて選択)		意見内容(*誤字脱字等については事務局にて修正)	本市の考え	計画に 盛込済	計画に 反映	今後の 運用で 参考に する	その他
74	許可	新規許可 に対する 意見	<p>・②文中「必要に応じて許可します。」とありますが、必要車両数の判断基準や新規許可に関する基準（増社、増車、専用車両）はあるのでしょうか。仮に新規許可（増車等）を行う場合は、増車等を検討する前に産廃車両との兼用禁止の実施や収集区域の制限を解除するほうが先ではないでしょうか。現況、許可業者の収集運搬車両の入れ替えについては、台数が変わらなければ、積載量の違う車両への変更や車種（塵芥車、キャブオーバ等）の変更は認めていると思います。そうであれば、事業系一般廃棄物のうち厨芥類を新たに分別して収集運搬するために必要な車両を持ちたいのであれば、既存の許可業者の許可車両の入れ替えで対応できないかをまず検討する必要があり、既存の許可業者にその能力（資金力、車両の準備期間）がない場合に初めて、他の新規許可申請者の申請を受け付ける順番となるのではないのでしょうか。</p> <p>廃棄物の処理に係る業務を廃棄物処理法において、許可制としている理由は、扱うものが廃棄物でありその取り扱いをぞんざいに行くと、環境への影響が大きいためであり、そのため許可の基準には、申請者の能力が「その事業を的確に、かつ、継続して行うに足るものとして環境省令で定める基準に適合するものであること」「一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足る知識及び技能を有すること」「一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること」が規定されています。</p>	<p>・新規許可に関する基準については現在検討中です。</p> <p>・ご意見にもありました、許可車両の入れ替え等、新規許可以外の方法で対応が可能な場合は、廃棄物処理法の原則に基づき、そちらを優先いたします。</p>				○

No	分類 (事務局にて選択)	意見内容(*誤字脱字等については事務局にて修正)	本市の考え	計画に 盛込済	計画に 反映	今後の 運用で 参考に する	その他
75	許可 新規許可 に対する 意見	<p>・p55 第3章 3.4 3) 施策1 ①家庭ごみの収集運搬体制の整備住民サービスの向上に資すると本市が認める場合は、必要に応じて許可をすることができるものとします」と記述があり、原則として 一時多量ごみの発生量が現在の収集運搬許可業者の能力を上回る見込みはないことから、新たな許可は行わず、収集運搬許可業者ごとの許可車両の増車行いません」としています。一般廃棄物の統括的処理責任は、市にあり、その実行手段として直営、委託、許可の3つがあります。</p> <p>許可を行う際の基準としては、当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。」、その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。』が廃掃法で規定されています。</p> <p>今回、限定的ではありますが、新規許可を認める方針が打ち出されました。このことは、多様化するライフスタイル、少子高齢化、地域社会のコミュニティの変化に対応するものとして理解できます。一方で、違法な回収業者による消費者トラブルも少なからず発生しており、市民が安心して廃棄物の回収を頼めるよう制度設計を行うことが市の責務ではないかと考えます。新規許可に関する制度設計を行うためには、既存の許可業者や自治会、市民の意見を十分に聴き、他都市の状況も調査するなど行う必要があるのではないのでしょうか。原則、新規許可を認めないとしているところ、限定的に許可を認めるということは、相当な条件(基準)が必要ではないのでしょうか。例えば、既存の業者では対応が不可能であることについて、根拠を持って示すとか)既存の業者の許可車両の増車も新規許可に含まれる?)市にあっては、以上の点を十分に踏まえ、制度設計を行ってもらうよう要望します。</p>	<p>・当計画案へご理解いただきありがとうございます。収集運搬の新規許可につきましては、既存の許可業者や自治会、市民の意見を聴取し、慎重に検討する必要があると認識しております。新規許可の基準については、頂いたご意見を参考に検討いたします。</p>			○	

No	分類 (事務局にて選択)	意見内容(*誤字脱字等については事務局にて修正)	本市の考え	計画に 盛込済	計画に 反映	今後の 運用で 参考に する	その他
76	許可 新規許可 に対する 意見	<p>・p55 第3章 3.4 3) 施策1 ②一般廃棄物収集運搬許可のあり方 本文中「一般廃棄物の発生量が現在の収集運搬業者の能力を上回る見込みがないことから、新たな許可は行わず、収集運搬許可業者ごとの許可車両の増車も行いません。」と原則を記述しているところ、「ただし、循環型社会形成の観点から、収集された廃棄物が最終的に有効利用(活用)されることが、確実であると本市が認める場合は、必要に応じて許可します。」との記述がされています。</p> <p>これは、文面通り循環型社会形成の観点から、今回の計画案でも重点項目とされている事業系の一般廃棄物のうち、5.6%を占める厨芥類の減量化・資源化の方策のためと思われる。</p> <p>一般廃棄物の統括的処理責任は、市にあり、市は直営委託許可という手法を用いて、区域内の一般廃棄物を支障なく処理すべきものとされています。許可を行う際の基準としては、当該市町村による一般廃棄物の収集運搬が困難であること。、その申請の内容が、一般廃棄物処理計画に適合するものであること。」が廃掃法で規定されています。</p> <p>本計画(案)においては、事業系一般廃棄物の収集運搬は、自らが運搬、又は収集運搬許可業者が担うこととします。」と記載されており、市としての明確な処理方針が示されています。</p> <p>一方、廃掃法第7条第1項但し書き、廃掃法施行規則第2条第2号において、許可を要しない者として、再生利用されることが確実であると市町村長が認め一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの」が規定されています。今回、許可による手法を用いて新規許可を行う方針を示していますが、再生輸送業の指定という手法を用いることも選択肢の一つではないでしょうか。</p> <p>今回の新規許可の方針は、限定的ではあるものの循環型社会形成に大いに資するものです。一方、新規許可に関する制度設計に関しては、既存の許可業者や業界団体、事業者から十分に意見を聴くとともに、他都市の事例を研究していく必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>確認事項ですが、本計画(案)に記述のある新規許可については、増車、増社両方の意味を持つと考えますが、収集先又は運搬先は市内に限定されない考えでよいのでしょうか。(他市町村の一般廃棄物処理計画との調和をどのように考えているのでしょうか)</p>	<p>・循環型社会形成に寄与する、本市における廃棄物処理体制の整備においては、当計画案に掲載した「新規許可」ありきではなく、それ以外の方法、例えば、ご意見にもありました再生利用業の許可も選択肢として検討してまいります。</p> <p>・また、収集運搬の許可については、既存の許可業者や業界団体、事業者から十分に意見を聴取し、先行自治体における事例研究なども行いつつ、検討、実施してまいります。</p> <p>・当計画案に掲載しました「新規許可」につきましては、本市内限定のものを想定しておりますが、必要に応じて他市町村との事前協議を行い、当該市町村の一般廃棄物処理基本計画との調和を図ります。</p>			○	○

No	分類 (事務局にて選択)		意見内容(*誤字脱字等については事務局にて修正)	本市の考え	計画に 盛込済	計画に 反映	今後の 運用で 参考に する	その他
77	許可	新規許可 に対する 意見	<p>・p55 第3章 3.4 2)基本施策3 施策1 ②一般廃棄物収集運搬許可のあり方 今回の計画(案)においては、一般廃棄物処理業の許可については、循環型社会の形成に資する場合に、新規許可を行う方針を示していますが、現在の収集運搬業者の許可には、廃掃法第7条第11項に基づいて収集区域の限定が許可の条件として付されています。今回の新規許可の方針に基づき、収集区域限定外の区域で循環型社会の形成に資する業務を行おうとする場合と、通常の新規申請に基づく許可において、考え方に違いはあるのでしょうか。同様に、許可条件の変更を行う場合、収集区域限定はどのような根拠で行うのでしょうか。</p> <p>また、今回の新規許可の方針は、例えば、事業系一般廃棄物の厨芥類を再資源化施設に運搬する許可業者又は車両に許可を与える限定的なものと思われれます。新規許可の対象としている厨芥類は、現状、他の事業系一般廃棄物と一緒に混載され、清掃工場に搬入後、焼却処理を行っています。このことから、現在の市内における事業系一般廃棄物の処理の状況について、既存の業者による収集運搬能力が、発生する事業系一般廃棄物の総量を上回っている場合であっても、既存の許可業者の車両を減らすことなく新規許可を行うのでしょうか。</p>	<p>・通常の新規申請については、一般廃棄物の発生量が現在の収集運搬許可業者の能力を上回り、廃棄物の適正処理が困難である場合に許可されるものと考えられます。一方で、循環型社会の形成に資する業務については、当計画案にあるとおり、収集された廃棄物が最終的に有効利用(活用)されることが確実であると本市が認める場合、必要に応じて許可されます。収集区域の限定については、廃掃法第七条11項に基づき、指定しております。</p> <p>・現在の収集運搬ルート(排出者から清掃工場)に加え、市内に新たな再資源化ルート(排出者から新たなリサイクル施設)が生じた場合、排出者とリサイクル施設の位置によっては、既存の許可業者の車両を減らすことなく、新規許可が必要(車両の純増が必要)となることも考えられます。</p>				○

No	分類 (事務局にて選択)		意見内容(*誤字脱字等については事務局にて修正)	本市の考え	計画に 盛込済	計画に 反映	今後の 運用で 参考に する	その他
78	事業ごみ	新規許可 に対する 意見	<p>・p55 第3章 3.4 2)基本施策3 施策2 ⑤一般廃棄物中間処分業の許可と施設設置許可のあり方 一方、一般廃棄物処分業の新規許可についても、循環型社会形成の観点から事業系一般廃棄物の厨芥類の減量化、資源化を目的とした再資源化施設(処理)を対象としていると思われま す。 一般廃棄物処分業の許可を取得した事業者には、廃掃法第7条第12項の規定により、市が条例で定める手数料の上限を超えてはならないとされています。その場合、現在の市が定める条例料金 11,000円/トン)以内での処理を事業者は行うことを要求されます。今回の計画(案)の新規許可の方針について、廃掃法第7条第12項の規定の適用についてどのように整理されたのでしょうか。次の3点のどれかでしょうか。もしくは別の考え方があるのでしょうか。①市が定める条例料金は、処理方式を問わず超えてはいけません。②市で行っていない処理方式に関しては、廃掃法第7条第12項の規定は適用されない。③食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の登録を申請することを条件に新規許可を行う。食品リサイクル法第21条第4項適用を想定)</p>	<p>・①市が定める条例料金は、処理方式を問わず超えてはいけません。と考えております。 ・食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の登録については、事業者にて判断いただくものです。この場合は、廃掃法第7条第12項の規定は適用されません。</p>				○

No	分類 (事務局にて選択)	意見内容(*誤字脱字等については事務局にて修正)	本市の考え	計画に 盛込済	計画に 反映	今後の 運用で 参考に する	その他
79	許可 新規許可 に対する 意見	<p>・p55 第3章 3.4 2)基本施策3 施策1 ①家庭ごみの収集運搬体制の整備 静岡市内でもいわゆる便利屋 片付け屋)による無許可家庭系一般廃棄物収集運搬行為が少なからず発生しているのではないのでしょうか。今回の計画案において、限定的ではあるものの新規許可を認めていく方針が示されました。ただし、住民サービスの向上に資すると本市が認める場合は、必要に応じて許可することができるものとします。」との記述がされているため、「市民から頼まれたごみの処理に困っている高齢者を対象にした事業を行いたい。」「市が対応していない夜間や休日に対応する」と言った理由で許可申請を行う業者が増加することが予想されます。 清掃工場へ自己搬入を行う一般家庭人と偽って、トラックで1日に何度も搬入する便利屋や、本人同乗を自己搬入の範疇としている市の考え方を拡大解釈して搬入するグレーゾーンの無許可家庭系一般廃棄物収集運搬業者が少なからずいるのではないのでしょうか。住民サービスの向上に資する」場合に新規許可を認める方針とした理由及び根拠はどのようなものなのでしょうか。また、具体的にどのようなケースを住民サービスの向上に資する」と考えているのでしょうか。</p>	<p>・ご意見にありました、無許可業者による一般廃棄物の収集運搬行為については、清掃工場において適切に判断し指導してまいります。市民の皆さまには、引き続き、許可業者への委託を徹底するよう、周知啓発してまいります。 ・収集運搬の新規許可ですが、住民サービスの向上に資すると本市が認める場合に加え、廃掃法施行規則第2条の2にあるように「一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること」等の基準を満たす必要があるため、意見にあります、住民サービスの向上に資するであろう事業の提案だけでは、(前段の条件を満たしたと本市が認めた場合であっても)新規許可を認めることはできないと考えられます。 ・今回の掲載については、社会情勢の変化や新たな生活様式への移行などに伴い、従来の収集運搬体制では対応が難しい場合などを想定しております。例えば、車を持たない世帯の増加に伴い、一時多量ごみの民間事業者への依頼が急増し、従来の許可車両・許可業者では対応が難しくなった場合などが想定されます。</p>				○

No	分類 (事務局にて選択)		意見内容(*誤字脱字等については事務局にて修正)	本市の考え	計画に 盛込済	計画に 反映	今後の 運用で 参考に する	その他
80	再資源化	個別のごみに対する意見	今年もそうでしたが、台風の後には流木が流れ着いています。これら木材の活用を促す施策を望みます。	流木など、その処理後の生成物が有効利用(活用)されることが確実であると本市が認める場合は、必要に応じて、一般廃棄物中間処分業や施設の新たな許可を行う旨、当計画案に掲載しており、市内での有効利用を実現できるよう検討してまいります。	○		○	
81	許可	新規許可に対する意見	<p>・会社では、産業廃棄物処理業の許可を得て廃木材と飲料残渣の中間処理を行っているが、台風などの流木や海岸流木街路樹一般廃棄物である廃木材は一部の限定した再利用しかできていない。このように、昔は特定の業種を保護する目的ですみ分けしてきたが、近年では、ゴミ(廃棄物)もSDGsの観点から考えると、規制を解除すればさらに促進できると感じるようになりました。ただ単に緩和すればよいのではなく、ある一定上の企業や(優良認定)再利用できるめどがついている企業に対して限定的な緩和をすれば、業種を保護しながらSDGsの促進につながっていくと思います。一般廃棄物の許可を緩和したらどうかと思います。(限定的な業者に対し、限定的な新規許可を与える)</p> <p>例:海岸流木は、塩分を含んでいることから、焼却は拒否される→再利用できる業者には限定的な新規許可 例:街路樹などの生木は、焼却はできるが、さらに再利用できる業者があれば新規許可を出す 例:現在の一般廃棄物であっても再利用できる業者には、新規許可を出す 無秩序な規制緩和は、いけないが、許可を出す相手を見ながら出せば色々SDGsにつながり弾みがついていくかもしれません。 静岡市が全国に先駆けて行えば、日本全体のSDGsに対する意識がさらに飛躍するかもしれません。</p>	<p>・廃木材や飲料残渣など、その処理後の生成物が有効利用(活用)されることが確実であると本市が認める場合は、必要に応じて、一般廃棄物中間処分業や施設の新たな許可を行う旨、当計画案に掲載しております。</p> <p>・なお、一般廃棄物収集運搬、中間処分業及び施設許可については、基本的には新たな許可は行わないとしており、「その処理後の生成物が有効利用(活用)されることが確実であると本市が認める場合」と条件を付し、必要な許可のみ行ってまいります。</p>	○			
82	再資源化	新規許可に対する意見	「循環型都市しずおか」を実現するためには、再資源化の取り組みは重要だと思います。 生ごみのたい肥化や木材のチップ化など、これまで許可がなかった実施できなかった 新たなリサイクルルートを作ってほしいと思います。	ご意見にあります生ごみの堆肥化やチップ化など、その処理後の生成物が有効利用(活用)されることが確実であると本市が認める場合は、必要に応じて、一般廃棄物中間処分業や施設の新たな許可を行う旨、当計画案に掲載しており、市内での有効利用を実現できるよう検討してまいります。	○			

No	分類 (事務局にて選択)		意見内容(*誤字脱字等については事務局にて修正)	本市の考え	計画に 盛込済	計画に 反映	今後の 運用で 参考に する	その他
83	許可	新規許可 に対する 意見	<p>当社は産業廃棄物としてのパレット・建築廃材等の木くずを破碎し、製紙原料や合板原料、ボイラー用燃料として再利用していますが、一般廃棄物となる剪定された街路樹や海岸流木については、一般廃棄物処分業の許可がないため受入れができません。これら一般廃棄物の木くずは一部を除いて焼却処分になっており、ごみ総排出量の減量化やSDGsの観点から、改善する必要があると考えていました。また、塩分を含む海岸流木は焼却もできないと聞いています。</p> <p>今回、「静岡市一般廃棄物処理基本計画」の基本施策3 施策2 中間処理体制の整備 ⑤一般廃棄物中間処分業の許可と施設設置許可のあり方 において、「循環型社会形成の観点から、その処理後の生成物が有効利用(活用)されることが確実であると本市が認める場合は、必要に応じ許可します。」と記載されたことは、当社の今後の事業展開に大きな展望が開かれたと感じています。当社としましては、本計画が策定されれば、一般廃棄物の処分許可をいただき、剪定された木や海岸流木、建築廃材をリサイクルし、再資源化、焼却量の減少に寄与していきたいと考えています。</p>	<p>一般廃棄物となる剪定された街路樹や海岸流木など、その処理後の生成物が有効利用(活用)されることが確実であると本市が認める場合あり、必要に応じて、一般廃棄物中間処分業や施設の新たな許可を行う旨、当計画案に掲載しており、市内での有効利用実現できるよう検討してまいります。</p>	○		○	
84	脱炭素、 再資源化	個別のご みに対す る意見	<p>リサイクル・二酸化炭素削減が求められている昨今、静岡市では家庭ゴミや事業系一般廃棄物を全て焼却処理している。これらのゴミの中で生ゴミ等は分別する事で肥料化にシフトする事が出来、リサイクル・二酸化炭素の削減に寄与出来る。又これらを推進する事で、焼却に使用している燃料の削減につながり経費削減に寄与する。既存の考え方に拘らず、リサイクルの推進を実施して頂きたいです。</p>	<p>・当計画案では、再資源化が可能なごみ処理の第一歩として、事業系一般廃棄物の処理に関し新たな許可を行うなど、市内での有効利用を実現できるよう記載しております。</p> <p>・また、家庭から発生する生ゴミについては、3切りの実施や竹こなを活用した堆肥化など、家庭で取組が可能な減量施策について、市民の皆さまが積極的に実施していただけるよう、周知、啓発してまいります。</p>	○		○	
85	本文修正 意見	本文修正 意見	p57 施策2④文中「し尿処理施設」は「生活排水処理編」で記述すべきなのではないのでしょうか	<p>当生活排水処理計画案でも「静岡衛生センター、静岡衛生センター南部中継所及び清水衛生センターについては・・・統廃合を含め、施設の再整備方針について検討をしていきます。」と掲載しております(p81)。</p>				○
86	本文修正 意見	本文修正 意見	<p>施策2⑤文中 中間処分業の許可業者数は、「4者 令和4年4月1日現在」ではないのでしょうか。また、処理施設の数「5者 令和4年4月1日現在」に修正すべきではないのでしょうか。</p>	<p>修正いたしました。</p>			○	

No	分類 (事務局にて選択)	意見内容(*誤字脱字等については事務局にて修正)	本市の考え	計画に 盛込済	計画に 反映	今後の 運用で 参考に する	その他
87	許可 新規許可 に対する 意見	<p>・p57 第3章 3.4 3) 施策2 ⑤一般廃棄物中間処分量の許可と施設許可のあり方</p> <p>本文中「一般廃棄物の発生量が現在の処理施設の処理能力を上回る見込みがないことから基本的には新たな許可は行いません。」と原則を記載しているところ、ただし、循環型社会形成の観点から、その処理後の生成物が有効利用(活用)されることが確実であると本市が認める場合は、必要に応じて許可します。」との記述がされています。</p> <p>これは、文面通り循環型社会形成の観点から、今回の計画(案)でも重点項目とされている事業系の一般廃棄物のうち、5.6%を占める厨芥類の減量化、資源化の方策のためと解します。</p> <p>現在の市の処理方法は、焼却又は破碎となっているため、厨芥類の資源化を行う施設を市は有していません。</p> <p>一般廃棄物の統括的な処理責任は、市にあり、市は直営、委託、許可という手法を用いて区域内の一般廃棄物を支障なく処理すべきものとされています。</p> <p>本文中にもあるとおり、一般廃棄物処理施設の設置については、基本的には本市が設置するものとし」とされているところ、新たな処理施設を直営で建設して目的を達成するか、委託により目的を達成するか、許可をして目的を達成するかを多方面から検討した結果、今回の計画案においては、直営ではなく、委託でもなく、許可という手法を選択したと推察します。</p> <p>一方、廃掃法第7条第6項但し書き、廃掃法施行規則第2条の3第2号において、許可を要しない者として、再生利用されることが確実であると市町村長が認めただけの一般廃棄物のみの処分を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの」が規定されています。</p> <p>今回、許可による手法を用いることから、新規許可を行う方針を示していますが、再生用業の指定という手法を用いることもできたのではないのでしょうか。</p> <p>今回の新規許可の方針は、限定的なものではあるものの、循環型社会形成に大いに資するものです。一方、新規許可に関する制度設計に関しては、既存の許可業者や業界団体、事業者から十分に意見を聴くとともに、他都市の事例を研究していく必要があるのではないのでしょうか。</p> <p>次に施設の設置許可については、今般の台風15号に伴う多量の災害廃棄物の発生があったように、市内における一般廃棄物の処理施設はなるべく多くあったほうが、迅速な処理、早期の復興に資すると思われれます。</p> <p>そのため、積極的に市内の一般廃棄物処理施設を増やしていく、及び廃掃法第15条の2の5の特定届出を促していくことが必要なのではないのでしょうか。</p>	<p>・循環型社会形成に寄与する、本市における廃棄物処理体制の整備においては、当計画案に掲載した「新規許可」ありきではなく、それ以外の方法、例えば、ご意見にもありました再生利用業の許可も選択肢として検討してまいります。</p> <p>・また、一般廃棄物中間処分量及び施設許可については、既存の許可業者や業界団体、事業者から十分に意見を聴取し、先行自治体における事例研究なども行いつつ、検討、実施してまいります。</p> <p>・現在は、災害を目的とした新規許可の方針はございません。災害時の対応については、災害廃棄物処理計画やマニュアルの整備などをおし、検討してまいります。</p>			○	○

No	分類 (事務局にて選択)		意見内容(*誤字脱字等については事務局にて修正)	本市の考え	計画に 盛込済	計画に 反映	今後の 運用で 参考に する	その他
88	本文修正 意見	本文修正 意見	・p58 施策3文末 許可施設数は「1施設 令和4年4月1日現在」に修正すべきではないでしょうか。	修正いたしました。		○		
89	本文修正 意見	本文修正 意見	・沼上最終処分場以外の貝島最終処分場、由比最終処分場についての残余容量の記述も必要なのではないでしょうか。	沼上最終処分場及び貝島最終処分場については、残余年数が約4年度程度と見込まれています。由比最終処分場については、清掃工場より発生する飛灰を埋め立てておらず、他処分場と用途が異なるため、残余年数の計算が困難です。本文が複雑となってしまうため、頂いたご意見を参考に、本文を「本市の最終処分場の残余年数は約4年度程度と見込まれています」と改めさせていただきました。		○		○
90	施設	廃棄物処理体制に対する意見、新規許可に対する意見	・最終処分場は、現在3施設あり1施設の整備を進めていくとのことだが、将来的には最終処分場は1施設に集約する予定でしょうか。その場合、災害における廃棄物処理の観点から、少なくとも数十年規模の最終処分場の規模を確保する必要があるのではないのでしょうか。災害時における廃棄物処理の観点から、積極的に施設許可設置者を増やしていくべきではないでしょうか。	・今後の最終処分場の施設体制については、残余容量の推移等を鑑みて検討してまいります。 ・現在整備を進めている新最終処分場については、15年程度の残余容量を確保する予定です。 ・最終処分場については、新たな許可を予定しておりません。災害時の対応については、災害廃棄物処理計画やマニュアルの整備などをおし、検討してまいります。				○
91	本文修正 意見	本文修正 意見	溶融スラグについて、海洋分野における藻場ブロックへの活用も研究されていると聞く。これについて記載すべきでは	頂いたご意見を参考に、海洋分野に関する内容を追記いたしました。		○		

No	分類 (事務局にて選択)		意見内容(*誤字脱字等については事務局にて修正)	本市の考え	計画に 盛込済	計画に 反映	今後の 運用で 参考に する	その他
92	有料化	廃棄物処理体制に対する意見、ごみの排出方法に対する意見	<p>・p61 第3章 ごみ処理基本計画 3.4 基本施策と各施策 4)基本施策4 ごみ処理における環境負荷の低減に向けた取組 施策3 プラスチックごみ焼却の抑制 清掃工場における安定的な焼却処理においては、ごみの組成が大きく変化することは避けるべきと考えます。 そのため、現在可燃ごみに分類されているプラスチックごみの分別収集を実施する場合には、同時に水分含量の多い生ごみ、及び再生可能な紙ごみの搬入量も削減するようする必要がありますと考えます。 実施には、本計画(案)で示されている「事業系一般廃棄物の5.6%を占める厨芥類の資源化」清掃工場へ持ち込まれる資源化可能な紙類に対する規制」生ごみの水切りを含めた三切り」を着実に実施することが求められるのではないのでしょうか。 これらの取り組みは、現在の清掃工場の安心安全安定的な稼働、ひいては長寿命化につながるものと考えます。 また、新たな分別収集の実施にかかる費用と清掃工場搬入量の削減に伴う維持管理経費を比較した場合、差し引き経費の増となると考えます。前述した生ごみや紙ごみに対する対策を行わない場合は、その経費の増はさらに増すのではないのでしょうか。 静岡市が目指す2050年カーボンニュートラル、2030年温室効果ガス50%削減を達成するためには、清掃事業にかかる経費はますます必要と考えます。 そのため、市民に応分、相当の経費負担を求めていく時期になってきていると思われ、プラスチックごみの分別回収とセットで可燃ごみを含めた家庭ごみの有料化を進めていくべきではないのでしょうか。</p>	<p>・ご意見のとおり、含水率の高い生ごみについては、水切りを徹底することで、清掃工場での焼却効率が上昇し、清掃工場の安定的な稼働、長寿命化等が期待できます。本市では、「食材の使い切り」、「食品の食べ切り」、「生ごみの水切り」の「3切り」を推進しており、今後も市民に対し、出前講座、イベント、分別ガイドブックへの掲載等あらゆる機会を活用し、啓発を実施してまいります。 ・家庭ごみ有料化については、ご意見にもありましたプラスチックの分別収集などの新たな廃棄物施策のための経費やごみの減量化、分別意識の向上、費用負担の公平性の確保などの観点から、引き続きその必要性を検討してまいります。</p>			○	○
93	災害	新規許可に対する意見	災害時における廃棄物処理の観点から、積極的に施設許可設置者を増やしていくべきではないのでしょうか。	災害時の対応については、災害廃棄物処理計画やマニュアルの整備などをとおし、検討してまいります。			○	
94	本文修正意見	本文修正意見	・p63 ①文中「家庭一般廃棄物」は「家庭系一般廃棄物」の方がよいのではないのでしょうか。	p8にて「家庭」ごみとしているため、それに合わせ家庭一般廃棄物としていますので、案のままとさせていただきます。				○

No	分類 (事務局にて選択)		意見内容(*誤字脱字等については事務局にて修正)	本市の考え	計画に 盛込済	計画に 反映	今後の 運用で 参考に する	その他
95	本文修正 意見	本文修正 意見	③文中「本市全体を対象に」は不要ではないでしょうか。	ご意見のとおり修正いたしました。		○		
96	有料化	ごみの排 出方法に 対する意 見	<p>・p63 第3章 ごみ処理基本計画 3.4 基本施策と各施策 5)基本 施策5 施策3 ①法定処理困難物等の適正処理 廃掃法において、市には、一般廃棄物の統括的処理責任がある とされ、法第6条の2において 市町村は、一般廃棄物処理計画 に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上 支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなけれ ばならない。」とされています。 近年のライフスタイルの変化、製品の材質の変化により、従来、 一般家庭から排出されなかったものが増加しており 例えば、DI Yによる建設廃材、リチウムイオン電池内蔵の電気製品)、市の 清掃工場で処理が困難又はできないものが増えているのでは ないでしょうか。 一般的に処理困難物と呼ばれるものも、決して処理ができない わけではなく、適切な処理施設においては処理が可能と思われ ます。現在の市の処理施設においては、適切に処理ができない ため、処理困難物を一般廃棄物処理実施計画において規定して いるとするならば、すべての一般廃棄物を市の処理施設におい て処理する必要はなく、従来又は現在においても、乾電池や蛍 光管、各種リサイクル法対象物のように、委託処理、リサイクル ルートによる処理を行えばよいと思われます。 今後は、市の一般廃棄物の統括的な処理責任を果たすため、市 の処理施設で処理困難な一般廃棄物については、市で収集又は 自己搬入をしてもらい、適切な処理業者への委託を行うことが 必要ではないでしょうか。 また、これらの対応を行う上では、当然新たな経費が発生する こととなり、それらについては、排出者である市民に応分の負担 をお願いしてもいいのではないのでしょうか。その場合は、特定 の品目(処理困難物)についてのみ有料とするよりも、可燃ごみを はじめとした有料化により、その費用を確保するやり方が良い のではないでしょうか。</p>	<p>・ご意見のとおり、技術革新やライフスタイルの変化により、従 来の処理ルートでは適正処理が困難な廃棄物が増加しておりま す。これについて、廃掃法における市の処理責任を果たすため、 委託処理やリサイクルルートの確保など、適正な処理体制を検 討してまいります。 ・処理困難物を含む家庭ごみの有料化については、引き続きそ の必要性を検討いたします。</p>		○		
97	本文修正 意見	その他、 本文修正 意見	災害時は周辺自治体だけではなく、遠方の自治体とも連携が必要 では。また、支援側にまった際は、積極的に対応する姿勢を示 すべき。	頂いたご意見を参考に修正いたしました。		○		

No	分類 (事務局にて選択)		意見内容(*誤字脱字等については事務局にて修正)	本市の考え	計画に 盛込済	計画に 反映	今後の 運用で 参考に する	その他
98	本文修正 意見	本文修正 意見	・p72 ⑥文中「市広報媒体」とあるが、公共交通機関の広告への掲出もやっているの、あらゆる「広報媒体」の方がよいのではないのでしょうか。	「広報媒体」に統一いたしました。		○		
99	本文修正 意見	本文修正 意見	・p74 本文中「市民・事業者・行政」との記述があるが、「市民・事業者・市」との記載が他で使用されているところ、「行政」としている意味は何か意図があるのでしょうか。県や国、検査機関等を含んだものを意味しているのでしょうか。	ご意見のとおりです。				○
100	生活排水 処理計画	生活排水 処理計画	・p76 目標①は、「年間150基増えていく計画となっていますが、新設数と廃止数を勘案した数字となっているのでしょうか。また、浄化槽整備区域の人口減少を勘案した数字となっているのでしょうか。	目標①は、「年間150基増えていく」目標としましたが、これは令和5年度から令和12年度までの8年間、毎年150基を合併処理浄化槽設置整備事業補助制度により設置することを目標としていることによるものです。 ご意見を踏まえ、目標①を「補助制度による合併処理浄化槽設置基数」に修正しました。				○
101	生活排水 処理計画	生活排水 処理計画	・p79 施策2文中「宅内配管補助は、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に付け替える場合のみ対象となっていて、汲み取り便槽から合併処理浄化槽への付け替えは対象になっていないので、2行目の補助対象の記述を正確に記載すべきではないのでしょうか。 国の制度では、汲み取り便槽から合併処理浄化槽への付け替えの際の宅内補助メニューもあることから、市でも検討すべきではないのでしょうか。	ご意見のとおり、本文を「令和2年度から補助対象を宅内配管工事費まで拡大する(単独処理浄化槽からの転換の場合のみ)」とともに、「」に修正しました。 なお、浄化槽整備区域内における単独処理浄化槽の残存数、老朽化した単独処理浄化槽の継続使用による破損や漏水に伴う公衆衛生への影響を考慮し、単独処理浄化槽からの転換に予算を重点化し、くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換における宅内配管工事費は補助対象外としていますが、今後、他都市の状況も踏まえ、検討してまいります。		○	○	
102	本文修正 意見	本文修正 意見	市民・事業者は情報収集のみをすればよいのか。市民・事業者についての内容が薄いので、あえて書く必要があるのか。	頂いたご意見を参考に修正いたしました。		○		
103	本文修正 意見	本文修正 意見	・p80 表のフォントが明朝体なのは何故でしょうか。	修正いたします。				
104	生活排水 処理計画	生活排水 処理計画	・p81 ①文中「施設ごとに処理区域を設定」との記載がありますが、これは庵原衛生プラントとその他のし尿処理施設の処理区域のことを言っているのでしょうか。それとも過去の静岡市一般廃棄物処理基本計画に記載のあった南部中継所への搬入区域のことについて示しているのでしょうか。	庵原プラントや南部中継所等、各施設の搬入区域のことを示しております。				○

No	分類 (事務局にて選択)		意見内容(*誤字脱字等については事務局にて修正)	本市の考え	計画に 盛込済	計画に 反映	今後の 運用で 参考に する	その他
105	生活排水 処理計画	生活排水 処理計画	<p>・p82 施策2において、環境に与える影響が大きい特定既存単 独浄化槽の対応についても記載すべきではないでしょうか。ま た、現況と課題において、特定既存単独浄化槽についての記載 がありませんが、特段問題となっていないとの認識でしょうか。</p>	<p>「特定既存単独処理浄化槽」とは、令和元年の浄化槽法改正に より、法定による検査やその他の情報から判断して「そのまま放 置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずる おそれのある状態にあると認められるもの」と定義されてお ります。</p> <p>本市においては、市民から臭いの苦情などの情報提供があっ た際は、現地調査により浄化槽管理者、保守点検業者に対し助 言・指導するなど、個別に対応しておりますが、特定既存単独処 理浄化槽に関する事項については、今後、国の動向や他都市の 対応状況を注視し、検討してまいります。</p>			○	